

官公需適格組合の受注機会の増大に関する要望

全国官公需適格組合受注確保協議会
平成 22 年度 通常総会 決議

厳しい経済情勢が続いており、経済収縮の悪影響を最も受ける中小企業者の受注機会の確保を確保することは極めて重要である。

国は、官公需法第 3 条において「国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めている。

中小企業庁は、官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合を官公需適格組合として、その受注機会の増大を図ることとしている。

本協議会は、官公需適格組合行動憲章を旗じるしに、地域の景気回復、雇用の拡大、循環型社会の実現、安全・安心の確保など地域貢献活動を展開している。

平成 22 年度総会における会員組合の決議をもって、国等及び地方公共団体に対し、官公需適格組合の受注機会の確保を促進するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 官公需受注対策事業を絶対に廃止しないこと

経済産業省は、5月27日の省内の事業仕分けとなる行政事業レビュー「公開プロセス」において、「中小企業連携組織対策推進事業費補助金」における、中小企業及び中小企業組合の「官公需受注対策事業」を「廃止（中小企業が適確な情報が得られる方策を更に検討。）」と判定した。

これは、官公需法をないがしろにし、厳しい経済環境下、日々の仕事の確保に懸命に努力している地域中小企業の労苦を無視するものであり、到底容認できるものではない。平成 23 年度以降も官公需受注対策事業に適切な予算措置を講ずるべきである。

2. 官公需総合相談センター（仮称）の設置に対する支援を行うこと

官公需情報ポータルサイトを活用して「仕事探し」をする者等に対してきめ

細かな相談が行われるよう、官公需総合相談センター（仮称）を全国47都道府県の中小企業団体中央会に開設するための適正な予算措置を講じること。

3. 官公需適格組合を積極的に活用すること

官公需適格組合は、受注体制が整備されている旨を中小企業庁が証明した組合である。国等の契約の方針にもその積極的な活用が明記されているものの、地方公共団体を含む各発注機関における認識の度合いは低く、平成20年度における官公需適格組合の受注実績は僅か372億（中小企業向け実績の1%弱）程度に止まるなど、その活用は極めて不十分である。

については、国等に止まらず地方公共団体においても、特別措置が講じられている官公需適格組合制度についての認識を深め、発注に当たっては、地元の官公需適格組合を積極的に活用すること。

4. 中小企業向け官公需発注の一層の増大に努めること

我が国経済の礎である中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等は官公需法の理念を踏まえ、中小企業の官公需適格組合の官公需受注機会の更なる確保に努めるとともに、地方公共団体に対し官公需適格組合を活用するよう強く要請すること。

5. 官公需情報ポータルサイトの拡充強化を図ること

中小企業者が地方公共団体等からの発注に関連する情報を入手しやすくするため、官公需情報ポータルサイトの拡充強化を行うこと。

6. 地方公共団体に対する官公需施策の普及に努めること

国は、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に準じ、地方公共団体に対し、公共調達において中小企業官公需適格組合を積極的に活用するよう強く要請するとともに、中小企業振興のための条例等の策定を促進し、その中に官公需適格組合を活用する措置を講ずるよう要請すること。

7. 組合随意契約・少額随意契約の積極的な活用を図ること

会計法（予算決算及び会計令）で認められている組合随意契約、さらに同法と地方自治法において認められている少額随意契約は、発注機関の事務の

効率化だけでなく、迅速性を要する公共施設の維持、ライフラインの保全等に効果的であるほか、中小企業者や官公需適格組合の育成、ひいては地域経済の活性化に繋がるものである。行政事務等の効率化と地域中小企業・組合の育成を図るため、同制度を積極的に活用すること。

8. 官公需適格組合に係る総合点数の算定特例制度を積極的に採用すること

官公需の共同受注事業を実施している組合を、相応の等級に格付けして受注機会の確保を図ることを目的に「総合点数の算定特例制度」が設けられているが、未だ同制度を採用していない発注機関が見受けられる。特に地方公共団体においては、採用が進んでいないので、速やかに本制度を採用するよう強く要請すること。

9. 官公需適格組合の監理技術者の在籍出向を認めること

中小建設業組合が官公需を受注する場合、直接的かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を組合に配置しなければならないとされているが、一定要件を満たした親子会社やグループ企業においては監理技術者の在籍出向を認めている。官公需適格組合の監理技術者についても、組合の直接雇用者に加えて、組合員企業からの在籍出向を認めること。

10. 組合員の工事实績を官公需適格組合の工事实績として算定すること

入札条件として示される過去の類似工事の施工実績について、官公需適格組合にあっては、組合員の工事实績を組合の実績として算定すること。

11. 総合評価方式の導入に当たっては組合員の技術力等を合算して評価すること

「総合評価方式」の運用に当たり、官公需適格組合については「総合点数の算定特例制度」を適用し、組合員の技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。また、組合が行っているライフラインの確保、環境保全、地域貢献活動等についてもこれを総合的に評価すること。

12. 入札ボンドの導入に当たっては組合員の与信力を合算して評価すること

入札ボンド制の導入に当たっては、官公需適格組合については組合員の技

術力、経営力等を合算して評価し、適正な与信が付与される仕組みとすること。

13. 建設業の適格組合証明有効期間を3年間等とすること

物品及び役務に関する適格組合証明の有効期間は3年間とされているが、建設業組合においては2年間となっており、その更新に係る事務作業は組合の大きな負担となっている。内容の変更等については届出が義務づけられているほか中間資料の提出等があり、適切な運営等が担保されていることから、建設業組合においても他の業種同様証明有効期間を3年間に延長すること。

また、工事関係に係る「審査諮問委員会」における審査の廃止、適格組合申請・更新の書類手続きの簡素化を行うこと。

14. 指定管理者制度の運用に当たっては官公需適格組合を積極的に活用すること

地域の経営資源を有効活用する観点から、指定管理者の選定に関しては、地元中小企業者で構成される官公需適格組合を積極的に活用すること。